

恵監第 44号  
令和5年9月4日

恵庭市長 原田 裕 様

恵庭市監査委員 北 林



恵庭市監査委員 川 股 洋 一



令和4年度恵庭市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の  
審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。



## 令和4年度恵庭市内部統制評価報告書審査意見

### 1 審査の対象

令和4年度恵庭市内部統制評価報告書

### 2 審査の期間

令和5年7月14日～令和5年8月31日

### 3 審査の着眼点

監査委員による令和4年度恵庭市内部統制評価報告書の審査は、恵庭市長が作成した内部統制評価報告書について、①恵庭市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、②内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査した。

### 4 審査の実施内容

令和4年度恵庭市内部統制評価報告書について、恵庭市長及び内部統制推進部局から報告を受け、「恵庭市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた監査資源を利用した。

### 5 審査の結果

令和4年度恵庭市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいては、評価手続及び評価結果に係る記載は、概ね相当であると認められる。

なお、独立した評価部局の設置や全庁リスクの整理について、具体的に検討が進められ、関係会議や研修会を開催しながら、対応されたことに対して評価するところである。

### 6 審査の結果の詳細

#### (1) 全庁的な内部統制の評価手続及び評価結果について

全庁的な内部統制の評価手続は、評価報告書に記載されている「評価の手

法」や「取組内容」において一部不十分ではあるものの、ガイドラインに示された評価項目が漏れなく記載され、全項目において評価が実施されていることから、評価手続に係る記載は概ね相当であると認められる。

また、「内部統制制度運用状況報告書」における評価結果は、各項目において「有効な取組み」又は「総合的に重大な不備に当たらず有効な取組み」と評価されている。「リスクの評価と対応」、「統制活動」及び「モニタリング」の項目において一部不十分ではあるものの、課題認識と課題への検討・整理が進められたことから、概ね相当であると認められる。

## (2) 業務レベルの内部統制の評価手続及び評価結果について

業務レベルの評価手続は、ガイドラインを踏まえながら整備したリスク管理・評価シートに基づき各課の自己評価を行っており、その後推進部局で確認し評価が進められているが、評価手続に係る記載については概ね相当と認められる。

また、評価結果については、独立した評価部局が設置されていない中で、自己評価の状況においては、不備とする判断に一部バラツキがみられたものの、推進部局による評価としてできる範囲の中で対応されていることから、概ね相当であると認められる。

なお、リスク管理・評価シートの整備にあたって、事故や監査指摘事項等に対して新たにリスクとして対応するかの判断は、事故報告書への記載や、リスク管理・評価シートへの登載検討シートにより精査されている。しかしながら、精査のあり方やリスクとしての捉え方に各課の温度差があり、ミスや事故が想定されるリスクについて管理・評価シートのリストに載せた方が良いと思われる項目もみられた。

令和5年度からは、全庁リスクの運用開始や評価部局の設置による運用が進められていることから、内部統制の不備を適確に把握し、改善策が講じられるようリスク管理・評価シートの精度向上や運用に努められたい。合わせて重大な不備に当たる考え方や判断基準の整備についても検討されたい。

## 7 備考

内部統制制度は、組織として予めリスクがあることを前提として、法令等の遵守など適正に業務執行するために組織的な取組みが徹底されることにより、マネジメントが強化され、効率的で効果的な業務の推進が図られ、よって市民

サービスや市民からの信頼の向上を目的とするものである。

このことから、内部統制を有効に機能させるために、内部統制に対する職員の意識定着に繰り返し取り組みながら、これまでの推進部局と新たに設置される評価部局の役割の明確化と緊密な連携により、今後も職員研修、情報の共有、検証、必要な見直しを行い発展させていくことが望まれる。

